

# 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書（記載例2）

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

二宮 町長 殿 平成 × × 年 ○ ○ 月 △ △ 日提出		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	〒 012-3456 〇〇県 × × 市 △△ 1-2-3										特別徴収義務者 指定番号	1234567890		※市町村ごとに異なります			
			フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ										宛名番号	1234					
			氏名又は名称	株式会社 ○ × 商事										連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号	課・係	人事課人事労務係				
			代表者の 職氏名印	代表取締役 特徴 太郎											氏名	特徴 花子				
			個人番号 又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	電話
給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収		退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額					
受給者番号(整理番号)	フリガナ	ニノミヤ イチロウ	円		円		円		× × ・ 8 ・ 31		① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休職 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社解散 ⑧ 社会保険 ⑨ 理由		1. 特別徴収継続 一括徴収 (1月以降は必須)		円					
123456	氏名	二宮 一郎	140,000		35,600		104,400				9 月分 10 月 10 日納期分		1,200,000		控除社会 保険料額					
生年月日	昭和・平成 50 年 1 月 1 日														円					
個人番号	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	9 月分 10 月 10 日納期分		60,000						
1月1日 現在の住所	神奈川県中郡二宮町二宮〇〇番地の△																			
給与の支払を受け なくなった後の住所																				

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由	徴収予定		
① 異動が平成 × × 年 12 月 31 日 までで、申出があったため ( 8 月 25 日申出)	徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)
	9 ・ 20	104,400 円	104,400 円
2. 異動が平成 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	.	円	
異動者印	鈴	.	円

一括で徴収した税額を納入する月  
※1月以降の退職の場合は、原則一括  
徴収が基本となります。

「(普B)を選択された場合は、  
必ず選択してください。

氏名	続柄	1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)
住所		2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例：年間の給与支給額が〇〇万円以下)
電話		3 (普D)	給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)
		4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

個人番号又は法人番号	
新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)	
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
代表者の職氏名印	

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入  
する場合。  
(ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)  
(イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分)  
(ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)  
↑  
一括徴収税額(納入額と同額)

新しい勤務先では  
月割額 円を  
月分から徴収し、納入します。

規の場合は、いずれかを○で囲んでください。

納入書 要 ・ 不要

※市町村記入欄

【提出先】 〒259-0196 神奈川県中郡二宮町二宮961番地 二宮町役場 戸籍税務課 課税班

御注意

4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。  
3 2 1 黒のボールペン又はブルーのボールペンで記載してください。  
「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。  
転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。  
一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。